

○兵庫県公立大学法人の設立等に関する条例（抜粋）

（平成25年3月22日兵庫県条例第9号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、兵庫県公立大学法人の設立に関する事項、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項、第19条の2第4項、第44条第1項及び第59条第2項の規定により条例に委任された事項その他必要な事項を定めるものとする。

（設立）

第2条 県は、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学に係る業務を行わせるため、兵庫県公立大学法人（以下「大学法人」という。）を設立する。

第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

（名称）

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

（組織）

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下この章において「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委任）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

ア 見込評価

(ア) 法人の自己点検・評価に基づき、主として中期目標の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標の残存期間に法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。

(イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。

(エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

イ 期間評価

(ア) 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けた業務の進捗、達成状況を確認する観点から行う。

(イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。

(エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。

5 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。

6 中期計画の進捗状況について

(1) 中期計画の進捗状況確認の目的等

ア 実施内容

見込評価及び期間評価（以下「法定評価」という。）を効果的・効率的に実施す

7 その他

本基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すものとする。

兵庫県公立大学法人に係る評価の基本方針

平成 26 年 3 月 7 日決定

令和 3 年 4 月 1 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

兵庫県公立大学法人評価委員会

兵庫県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）の評価を行うに当たり、以下の方針に基づき実施するものとする。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な考え方

- （１）評価を通じて、大学の教育研究及び法人運営の進捗状況等を分かりやすく示し、県民への説明責任を果たしていくものとする。
- （２）次期の中期目標・中期計画、法人の組織並びに業務運営の見直し検討に資するものとする。
- （３）公立大学法人を取り巻く環境の変化のほか、国立大学法人にかかる評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3 評価の方法

（１）中期計画の進捗確認等

業務実績等報告書の提出を受けない年度において、前年度末時点までの中期目標の期間における業務の実績（中期計画の進捗状況）を法人自ら確認した結果について、業務実績等報告書に準じた様式等により報告を受ける。

また、各事業年度の事業計画、財務諸表等について報告を受け、法人の業務運営の状況を把握する。

（２）見込評価及び期間評価

ア 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度終了後に中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「見込評価」という。）、イ 中期目標期間の最後の事業年度終了後に中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下、「期間評価」という。）を実施するものとし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。

ア 見込評価

(ア) 法人の自己点検・評価に基づき、主として中期目標の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標の残存期間に法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。

(イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。

(エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

イ 期間評価

(ア) 法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けた業務の進捗、達成状況を確認する観点から行う。

(イ) 教育研究の状況については、その特性に配慮し、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(ウ) 評価結果を踏まえ、必要に応じ、業務運営の改善等について法人に対して勧告するものとする。

(エ) 評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

4 評価に当たっての留意事項

(1) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないよう配慮する。

(2) 評価結果を決定するに当たっては、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申立ての機会を与える。

5 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組む。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。

(3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、法人が自ら確認した各年度の進捗結果を活用する。

6 中期計画の進捗状況について

(1) 中期計画の進捗状況確認の目的等

ア 実施内容

見込評価及び期間評価（以下「法定評価」という。）を効果的・効率的に実施す

7 その他

本基本方針については、評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ、評価委員会での協議を経て見直すものとする。

兵庫県公立大学法人に係る中期目標の期間における業務の実績に関する評価実施要領

令和5年4月1日決定
兵庫県公立大学法人評価委員会

1 趣旨

兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）に係る中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）にあたっては、「兵庫県公立大学法人に係る評価の基本方針」（平成26年3月7日兵庫県公立大学法人評価委員会）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 期間評価の基本方針

期間評価は、次の点に留意して行うものとする。

- （1）期間評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- （2）期間評価は、中期目標の達成に向けた業務の進捗、達成状況を確認する観点から行う。
- （3）期間評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
 - ウ 中期目標の達成に向けて支障があった場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
 - エ 公立大学法人を取り巻く環境変化を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3 評価方法

- （1）期間評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- （2）「項目別評価」は、中期目標を達成するために作成した中期計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、中期目標の達成状況を確認する。
- （3）「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期目標の達成状況全体について、総合的な評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- （1）項目別評価は、大項目である「教育研究等の質の向上に関する項目」、「自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する項目」の2項目とする。なお、教育研究の状況についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行うものとする。

(2) 項目別評価は次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

法人は、中期目標の期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）において中期計画の小項目ごとに中期計画達成状況を以下の4段階により自己評価し、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

a：中期計画を上回って実施している。

b：中期計画どおりに実施している。

c：中期計画をやや下回っている。

d：中期計画を大幅に下回っている。

イ 評価委員会による自己評価結果の検証・評価

評価委員会は、法人による自己評価について、中期計画の達成状況を勘案して、中期目標の小項目ごとに4（2）アに掲げる4段階により大文字で評価し、業務の実績に関して総合的に検証を行う。

法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

ウ 評価委員会による大項目ごとの評価

4（1）に掲げる大項目ごとに中期目標の達成状況について、小項目評価の結果等をもとに大項目ごとの達成状況について評価を行う。達成状況は、以下の4段階により示す。

I：中期目標を上回って実施している。

II：中期目標どおりに実施している。

III：中期目標をやや下回っている。

IV：中期目標を大幅に下回っている。

5 全体評価の具体的方法

項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期目標の達成状況について、記述式により評価し、業務の実績に関する評価結果（以下「業務実績評価結果」という。）を作成する。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組や、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学運営を目指した取組等について積極的に評価する。

6 期間評価のスケジュール

6月末まで 法人は中期目標期間に係る業務実績報告書を提出

7月 評価委員会による業務実績報告書の調査・分析及び業務実績評価結果（案）の策定

7月下旬 業務実績評価結果（案）に対する法人の意見申立て機会を付与

8月中旬 業務実績評価結果を決定し、知事に報告

9月 知事は業務実績評価結果を県議会に報告

7 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正等を加えるものとする。

また、本実施要領については、期間評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善策を図るものとする。